

## 教 育 委 員 会 会 議 録

| 平成 23 年 3 月 定 例 教 育 委 員 会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開 会 日                     | 平成 23 年 3 月 23 日 (水)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 開 会 時 間                   | 午後 2 時 43 分再開～午後 3 時 18 分閉会 (公開)                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 開 会 場 所                   | 佐賀市大財別館 4-2 会議室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 出 席 者                     | 委 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                           | 古賀委員長      山下委員      福島委員<br>岸川委員      光吉委員      東島教育長                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事 務 局                     | 吉村こども教育部長   大坪社会教育部長   古田教育総務課長   角学校<br>教育課長   山田こども教育部副部長兼学事課長   黒木副理事兼子育て<br>支援センター所長   藤田こども課長   右近社会教育課長   尾高社会教<br>育部副部長兼文化振興課長   豊田青少年課長   重松図書館長   貞富ス<br>ポーツ振興課長   真島諸富教育課長   新郷大和教育課長   野中富士教<br>育課長   前山三瀬教育課長   西村川副教育課長   碓東与賀教育課長<br>光岡久保田教育課長   福田文化振興課参事兼副課長兼文化振興係長<br>今井教育総務課副課長兼総務係長   古賀教育総務課教育政策係長   稲<br>富学事課保健体育係長 |
| 提 出 議 案                   | 第 39 号議案   佐賀市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則につい<br>て                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 報 告 事 項                   | ①平成 23 年度の学校給食費について<br>②佐賀市天然記念物の指定解除について                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 欠 席 委 員                   | な し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 傍 聴 者 数                   | な し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 報 道 関 係 者                 | な し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 会 議 録 作 成 者               | 教育総務課副課長      今 井   剛                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

## 日程1 開会の宣告

(委員長)

皆さんこんにちは。3月の定例の教育委員会を始める前に、このたび、東北関東地方太平洋沖地震によって未曾有の被害を受けられております。その皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになった方のご冥福を祈って黙禱をしたいと思いますので、皆さんご起立をお願いします。

それでは、黙禱。

[黙 禱]

お直りください。ありがとうございました。

では、休憩前に引き続き、3月の定例教育委員会を開きたいと思います。

本日は6人中6人の委員が出席しておりますので、適法に委員会が成立しております。

## 日程2 会議録の承認

(委員長)

まず、日程2の会議録の報告を求めます。

(教育総務課副課長)

2月22日に開催されました教育委員会の会議録につきましては、3月18日に配付しておりますとおりでございます。よろしくお願いたします。

(委員長)

目を通していただきまして、何か修正する場所がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、承認ということにいたします。

## 日程3 教育長報告

(委員長)

続きまして、日程3、教育長の報告を求めます。

(教育長)

それでは、まず最初に、先ほど委員長が申されました東北地方太平洋沖地震が、3月11日14時46分ごろ発生したということで、非常に未曾有の状況にあります。あわせて原発関係も非常に深刻な状態であるということで、きのう被災者支援対策本部会議が開かれました。行政関係でもその支援を具体的にどうしていくのかという話し合いをなされて、端的に義援金関係、それから支援物資関係、あるいは被災者の受け入れ、そういうもろもろのことについて話し合い等がなされました。

3月18日現在で義援金が650万円ほど聞き及んでおります。もちろん、救援物資も数々のいろんな品目のものが集まっているようです。

現在、被災者の受け入れということで、4月4日までに5世帯が佐賀市内に入居されるという状況にあります。その中には子どもたちを含む家族も当然いらっしゃると思いますので、各市内の小・中学校においては、その受け入れを整えなければいけないでしょうし、柔軟な対応が必要になってくるだろうと思われまます。その辺につきましましては、またいろんな面で委員さん方にもお知恵をおかりするかもしれませんが、そういうことで被災者についての受け入れ、特に私どもについては、学校への受け入れということが

これから先出てくると思っておりますので、よろしくご承知おきいただきたいと思いますと思っております。

次に、1点目の報告ですが、第2回の学校総括安全衛生委員会は2月23日、水曜日に行いました。平成20年度から実施しております。

これはどういうことかといいますと、当然ながら、佐賀市立学校職員の安全衛生管理規則にのっとり行っているものでございまして、教職員の健康保持増進、あるいはメンタルヘルスの保持、精神疾患の防止、こういうものを目的として、それに付随してくるところの教職員の勤務実態の改善、こういうのが多忙化対策とよく言われますが、これについての総括的な改変ということです。

実態を簡単に申し上げますと、各学校でも衛生委員会、健康管理委員会を実施していただいております。今年度の目標は、各学校最低2回は実施をしてください。願わくば3回ということをお願いをしておりましたが、各学校の実態は、3回実施しているのが7校、2回実施したのが28校、1回が19校ということで、54校の平均が2回を下回っているということでございます。ぜひ次年度からに向けて各学校にはそこら辺のことについてはきちんと取り組んでまいりたいと思っております。

この開催がどうして困難かといいますと、おおよそ4つの点が挙げられました。

1つ目は、お医者さんを交えて会議をするというのが非常に困難であります。これは、お医者さんの時間に学校の教育課程を合わせるということにはなかなかならないものですから、医師との時間のすり合わせが非常に困難ということがあります。

2つ目が、開催の目的、内容、これが極端に言えば新しい内容のものでありまして、単発的で非常に継続した意識化が図れないということがあります。

それから、委員会を開いて、それが十分に教職員に周知されていないという部分がありました。

したがいまして、次年度からは、当然、この定例会は定例会としてするものの、やはり教職員の意識啓発を図るためには、いろんな会を利用しながら、継続して勤務に対しての意識を高めていこうということで話が大体方向としてまとまっております。

教職員の勤務実態ですが、1月当たりの平均時間外勤務ですけれども、小学校が48時間32分、これを1日平均に直しますと2時間25分、中学校は65時間45分、1日平均3時間17分ということで、平均で1日当たりおおよそ2時間から3時間程度の超勤をやっているということになります。

長時間勤務の時間、つまり、月平均100時間、法で定められている100時間というふうに、この割合が小学校で1.1%、中学校が14%、80時間以上ということになりますと、小学校が5.6%、中学校30.5%ということで、中学校の80時間以上が3割弱はいることになります。非常にネックになっておりますのは、時間外の部活動指導というのが最大の要因になっております。ここのところがなかなか難しい部分でございまして、意見もそれぞれでございまして、ここら辺は少しずつまた検討していかざるを得ないところと思っております。

次に、2点目です。キャリア教育の成果発表会がアバンセホールで行われました。

これは、学校と行政、それから地域社会が一体となって、NPO法人の鳳雛塾の協力を得て、キャリア教育推進事業を行っております。特に小学校はキッズマート、中学校は職場体験、こういうことでそれぞれが経験をしたこと、体験したことをこの発表会で成果を発表してくれました。

これは、特に新しい学習指導要領では、キャリア教育については幼稚園からということで、非常に力を入れるようになっております。そういうことで、もう少し私どもとしましても本腰を入れて、このキャリア教育については再度勉強しなければいけないかなという思いでおります。

3点目は、3月19日をもちまして、幼稚園、保育所、小学校、中学校、すべての卒業証書授与式、あるいは卒園の式が終了いたしました。無事に子どもたちがそれぞれの学びやを巣立っていきました。あとは4月1日からの新しい環境での進級なり、進学な

りということで、子どもたちも希望に燃えて学校、保育園、それぞれ生活をするようになるだろうと思っております。

次に、4点目です。石塚古墳の整備事業市民説明会がございました。

これは、私も実は初めて行きましたけれども、私自身も古代史は全くわかりませんが、6世紀後半の古墳と判明したということで、ハートフルの南のほうに出てみますと、小高い丘がありますので、そこに整備をした古墳がありますので、ぜひ行っていただきたいと思えますし、ここでも出てきました鉄製のよろいとか馬具、金銅製の飾り金具、管玉、こういうものが文化財として指定をされているということを聞いております。

私も新聞で読んで、富士町からの参加者の方が「こういうふうな平地のところにあるというのは非常に珍しい」と新聞のインタビューに答えられておりました。どうか一度じかに見ていただきまして、ああ、古墳があるということは、ここに豪族がいて、こちら辺を支配していたんだなど、あるいはそのときの説明でもありましたが、大陸をにらみ、ひょっとしたらこちらのほうに邪馬台国が、あるいはいろんな方向をにらんでいたって、もちろん見晴らしのいい場所にもありますので、そこら辺のところに興味深く、古代史のロマンがわいてくる場所だなという思いがしておりました。

以上です。

(委員長)

教育長から報告がありました。何かご質問やご意見などありましたらお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、報告ご苦労さまでございました。

#### 日程4 提出議案

(委員長)

引き続き、日程4の議題に入ります。第39号議案『佐賀市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則』について、説明をお願いします。

(図書館長)

図書館からです。1ページをお願いいたします。

第39号議案『佐賀市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について』でございます。

この議案は、佐賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定に基づき、審議をお願いするものです。

平成23年3月31日、今月いっぱい指定管理の契約期間が満了いたします佐賀市立図書館東与賀館を4月1日から市直営にて運営することに伴いまして、利用時間及び休館日を本館などと同じにするため、規則の一部を改正するものであります。

図書館条例の施行規則の第3条（利用時間）、第4条（休館日）を別表第1、第2に定めておりますので、それを改正するものでございます。

3ページをお願いいたします。

3ページの新旧対照表によりご説明いたします。

別表第1（第3条関係）の図書館の利用時間ではありますが、現行では本館、大和館、諸富館では午前10時から午後7時まで開館をしておりますが、日曜日、祝日につきましては、午前10時から午後5時まで開館をしております。東与賀館につきましては、午前9時から午後9時まで開館をしておりますので、4月1日からこの改正案のとおり、本館、大和館、諸富館と同じ利用時間に変更するものであります。

続きまして、下の別表第2（第4条関係）の図書館の休館日ではありますが、現行では本館、大和館、諸富館、富士館では毎週月曜日が休館日であります。月曜日が祝日の場

合は、祝日でない次の日が休館日です。また、年末年始は12月29日から翌年1月5日まで、それから、館内整理日につきましては、12月を除く毎月最終木曜日、それから、特別整理期間として毎年1回ですけど、7日以内で教育長が定める期間が休館日となっております。東与賀館におきましては月曜日も開館をしておりますので、今回、本館等と同じように月曜日を休館日に変更するものでございます。

以上でございます。

(委員長)

説明がありましたが、何かご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これも勉強会がございましたから、よろしいですかね。

では、承認いたします。

## 日程5 報告事項

(委員長)

次に、日程5の報告事項に入ります。

①「平成23年度の学校給食費」についての説明をお願いします。

(こども教育部副部長兼学事課長)

それでは、5ページ、6ページをお願いいたします。

「平成23年度の学校給食費」ですが、記載しておりますとおり、この額で来年度、実施をしたいと思っております。基本的には平成22年度、今年度と同額でございます。ただ、ミルク、それからミカン果汁等につきましては、今年度よりも多少価格が変動しております。ミルクですと1食当たり60銭、ミカンですと1円という値上がりになっております。これ以外につきましては、今年度と同額で進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(委員長)

説明がありましたが、何か質問ございますか。

(教育長)

1円増額の単価は幾らですか。

(こども教育部副部長兼学事課長)

1円増額でミルクのほうは、6ページの表の下に単価を上げております。ミルク単価は42円35銭の消費税ということで44.5円でございます。ミカン果汁は39.9円です。

(教育長)

1食単価の中からこの2つ分が出るわけですね。

(こども教育部副部長兼学事課長)

そうですね、給食費そのものは同額ですけども、ミルクが少し高くなりますので、その分で食材のほうに少ししわ寄せがくる形になります。

(B委員)

富士地区は、備考のところに記載されておりますが、最終月で何か調整をしてあるみ

たいですけど、これはどういうことですか。

(学事課保健体育係長)

最初の4月は、小学校1年生の食数とかも違いますので、最後に調整するという意味で、従来、旧富士町時代からこのように最終月で調整するというようなやり方をしております。

(B委員)

ほかの地区は最終調整をする必要がないということですね。

(学事課保健体育係長)

はい、そうです。

(教育長)

4月分の徴収額が違うでしょう、その理由を説明してください。

なぜ富士だけ調整することとなるのか、ほかの学校の徴収方法と違うはずです。

結局、給食が、1年生なんか、入学が遅いでしょう。そのときに1年生は4月が少ないでしょう。食数が少ないから集める金額も少ないんです。だから、もう既にそこで調整がかかっているということです。ところが、富士は同じ金額を集めて、最後に調整するということでしょう。

(学事課保健体育係長)

はい、そうです。

(教育長)

なぜ富士だけ調整するかということがわからないですから。

(富士教育課長)

年間の給食費を43,200円と算定し予算立てをしておりますので、それを11月では割りにくいので、3,900円を毎月いただいて、その後、最終月を4,200円でいただくということで調整しております。

(委員長)

総額になるように最終的に調整するということですね。

これは何回も説明を受けましたけれども、旧佐賀市は年間4万4,000円ですよね。そして、大和、富士、三瀬、川副は、合併で佐賀市になって、従来 of 金額をまだ維持しているということですかね。

(こども教育部副部長兼学事課長)

総額が違うのは、合併前からの経緯です。

(委員長)

今のところはこれで継続をするのでしょうかけれども、将来的には一緒にするんですか。

(こども教育部副部長兼学事課長)

合併の協議事項の中でも給食費は統一するという考え方でありますので、これはもう近いうちに統一をする方向で進めていきたいと思っております。

(委員長)

ぜひ誤解がないように、高くなったというような批判を受けないようにして下さいね。

(こども教育部副部長兼学事課長)

少し経緯を簡単に申しますと、旧佐賀市の場合には燃料費の補助というのがありまして、給食費のうち保護者が負担する部分の扱い方に違いがありました。ですから、なかなか給食費の統一ができませんでしたけど、平成23年度からは燃料費の補助ではなくて、燃料費はすべて公費負担という考えに変えましたので、ここでもって一応整理がつきます。ですから今後は統一に向けて整理をしていきたいと思えます。

(委員長)

説明は丁寧によろしくお願ひします。

(A委員)

この間、商工会議所での会議のあとの雑談であったんですが、牛乳の紙パックをつくる会社の生産が滞っているということで、一応牛乳の会社に安定供給がずっとできるかどうかの確認をしてもらったがいいかなと思えます。

(こども教育部副部長兼学事課長)

今度の震災でですか。

(A委員)

はい。震災で紙パックの会社がやられているらしいんですね。それで、なかなか紙そのものが入ってこないということです。牛乳パックがそういう状況にあるらしいです。

(教育部副部長兼学事課長)

今のところ、その件については確認ができていませんので、確認をしたいと思えます。あと給食関係でいいますと、今回の震災で物資の調達がなかなかできないものも出てきているようでして、4月、5月になると献立の変更ということも考えられます。特に海産物の加工品あたりが、工場がもう壊れてしまっているところがあり、影響もあるようですので、その辺については学校給食会等とも話をしながら進めていきたいと思っております。

(委員長)

いろいろなところに震災の影響が出てくるのが予想されますので、どうぞよろしくお願ひします。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、給食の件についてはよろしゅうございますね。

次に、②「佐賀市天然記念物の指定解除」について説明をお願いします。

(文化振興課参事兼文化振興係長)

7ページをお願いします。

「佐賀市天然記念物の指定解除」について、ご報告いたします。

指定解除の対象となります樹木は、佐賀市諸富町大字寺井津に所在する「えの木」でございまして、昭和54年6月に旧諸富町時代に指定されたもので、佐賀市との合併により佐賀市が引き継いだものです。

樹木のいわれといたしましては、江戸時代に、近くに新川という川が流れております

が、非常に物流が盛んであって、船の出入りが多かったそうです。その船をつなぐための綱といいますか、ロープをつなぐ木として利用されていたということでございます。

指定物件の「えの木」以外に、あと1本ございまして、合計2本のうちの1本が倒壊したわけでございます。倒壊した樹木は、平成22年10月31日夜中3時ごろ倒壊いたしましたして、早速、文化財保護審議会に報告いたしましたところ、芽吹きが全く見込めないかどうかの確認をするようにということございまして、適当な期間観察をいたしました、完全に枯渇していると認められましたので、2月24日、平成22年度第2回佐賀市文化財保護審議会に佐賀市文化財保護条例第33条第2項に基づき諮問いたしました。

審議会の意見といたしましては、やむを得ないということございまして、指定解除の進められたところでございます。

以上でございます。

(社会教育部副部長兼文化振興課長)

これがその写真です。(写真を渡す)

(委員長)

この件とは別に、佐賀市にはこういう天然記念物の指定というのは幾つぐらいあるんですか。

(文化振興課参事兼文化振興係長)

正確な数字はきょうは持ってきておりませんが、国、県、市合わせまして、天然記念物以外のものも含めまして二百十二、三件あります。そのうちに、天然記念物が10件とか15件というくらいの数字だったと記憶しております。

(委員長)

植物は生き物ですから、そこのお住まいのところにお任せということになっていますか。どういうふうに維持管理がされていますか。

(文化振興課参事)

その点に関しましては、民有地に立っておりまして、財産の所有からすれば個人有でございます。

(委員長)

その個人所有に、もちろん天然記念物ですから指定をして、佐賀市としては、例えば、そういう指定を受けてその管理することに対して、どのような補助といいますか、何か援助というか、支援とか、何かそういうようなことがあるのでしょうか。

(文化振興課参事兼文化振興係長)

恒常的な支援といたしましては、佐賀市指定の文化財に限りまして、年1万円の管理謝礼ということでお渡ししております。意味合いとすれば、個人財産ではございますが、佐賀市民の財産である天然記念物なり重要文化財なりを、よく1年間保存してくださいという意味で差し上げております。

それ以外に毀損とかした場合には、50%以内の補助という意味での財政的な支援をしております。

(委員長)

その他、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



それでは、大事な天然記念物が1つなくなるということですが、いたし方ないということですね。ご苦労さまでございます。

その他で、何かございますでしょうか。

(B委員)

先ほど教育長さんから東北関東大震災について、子どもたちの学校への受け入れ体制ということのお話がありましたけれども、例えば、幼児のショートステイなんかの受け入れ体制というのは整っているのでしょうか、または考えられているのでしょうか。

(こども課長)

きょう市の記者発表もあっておりますけれども、保育、幼稚園につきましては、今の空き状況、通例の法的な面積、最適数でいったら10名弱しか受け入れはできないですけれども、今回の災害等で緊急避難的なところがありますので、各38園の保育所のほうには相談しまして、基本的には面積要件は度外視して、どれだけ受け入れられるかというところの結果として、200名程度の受け入れは可能ですというところで回答は得ています。

今、既に5件ぐらいは問い合わせが来ていますけど、ただ、その内容を見ますと、千葉とか、仙台とか、茨城とか、実質的には家屋の倒壊地域ではない周りの方たちが、子どもさんの食料事情もこういう状況だからというところで、実家に預けましょうということでご相談をいただいているようであります。

(B委員)

ありがとうございました。

(委員長)

ラジオとかテレビの報道からすると、地震情報というようなピンポンピンポンとチャイムが鳴るたびに、子どもがびくびくして母親にしがみついてくるとか、非常に不安定になるというようなことも報告されていますね。だから、そういう意味では、支援できることは最大限佐賀市でもしていただきたいと思っております。被災地の方の親戚がこちらにいたりして、そして、こっちで引き受けるというようなことも多くこれから長期になればなるほど出てくるのではないかと思います。ぜひそういうことでよろしく願いしたいと思います。

(こども教育部長)

今、委員長がおっしゃったことでございますけれども、実は教育長が報告した会議の中でも、特に福島原発の影響で今現在30キロ範囲にわたるところを避難区域にしており、それ以外の少し離れたところも自主的に避難をされているという状況です。そういう方々に対する援助ということまで含めると、どこで線引きをしていいのかわからないというぐらいのことになってくるということで、とりあえず、今、いろいろな私どもの行政支援の対象としているのは、今回の地震と津波で直接的な被災をされた方、それから、福島原発等の二次汚染による30キロの範囲、まずはこの方たちに対する行政的な支援というのを県と佐賀市で考えていこうというような対応をとっているところでございます。

ですから、そういう関係で、もう既にこちらのほうに一家で来られたところもございますし、子どもさんだけ来られたところもございますので、そういう方々につきましては、できる限りの行政支援をさせていただくということで対応しております。

(委員長)

行政の援助の仕方がやはりそれぞれあるでしょうから、そういう法則にのっとってし

ていただくことになると思います。

ほか何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、3月の定例教育委員会はこれにて終わりにいたしたいと思います。どうもご苦  
労さまでした。